

政務活動費について、証拠書類をHPで公開することについて

1 諮問事項提案会派

共産党

2 提案理由

政務活動費の支出について、収支報告書の公開だけでは、透明性が図られているとは言えないことから、領収書等の証拠書類を公開する必要があると考えるため提案する。

3 関連する陳情

陳情第 33 号 板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区議会のホームページで公開することを求める陳情

4 23 区の状況

領収書等のHP公開について（令和2年7月現在）

- (1) 公開している・・・4区
- (2) 令和2年から公開予定（内容は令和元年5月分以降）・・・2区

5 板橋区議会の現状

平成25年度分から収支報告書を、令和2年4月から政務活動費の手引きを公開している。情報公開請求があった場合は、個人情報等をマスキングした上で公開している（平成30年度：3件・14名分、令和元年度：1件・15名分）。

6 検討内容

領収書等の証拠書類のHP公開の妥当性等を意見交換した上で、HP公開に伴う事務作業の効率化、および現状の収支報告の各種様式がHP公開に適するか等について検討を行った。

7 具体的な検討内容

(1) マスキング方法の改善について

領収書等の個人情報情報を被覆するためのマスキング処理について、現在、事務局が行っている黒いテープ貼りによるマスキング作業の効率化を図るため、以下の2案の検討を行った。いずれの場合も、1議員の1年間分のマスキングには約3時間半の作業時間を要する。

【案1】領収書等をコピーしたものを黒マジックで塗りつぶすことによりマスキングを行う方法

【案2】領収書等をPDF化し、PC上でデータを編集することによりマスキングを行う方法

※ いずれにおいてもマスキング後のスキャニングが必要

※ 詳細については別紙1参照

(2) 会計帳簿、支出報告書の様式の変更について

現行の会計帳簿と支出報告書の様式について、HPで公開する際には閲覧者にとって見やすくするほか、マスキング作業の効率化を図るため、領収書添付欄を大きくするなど、様式を変更・統一する必要がある。なお、様式変更については政務活動費あり方検討会での検討を要する。

【案1】会計帳簿及び支出報告書の様式を変更する（別紙2-1、2-2）

【案2】支出報告書を廃止し、領収書その他の証拠書類と関連づけた様式を定める（別紙3-1、3-2）

8 実施にあたっての課題

証拠書類を含む、収支報告にかかる書類の全てをHP公開するには、事務作業の効率化を検討してもなお、個人情報情報を被覆するためのマスキング作業等に膨大な労力が伴い、費用対効果の面での課題が残る。

9 課題の対応案

証拠書類をHP公開することの目的は、政務活動費の具体的な用途を明らかにすることにより、区民に対する説明責任を果たすことにあるが、証拠書類の内容を一覧として確認できる「会計帳簿」を公開することで、その目的は一定程度達成される。会計帳簿であれば、様式の統一等の検討を経たのち、事務作業の増大を招くことなく、HP公開が可能である。

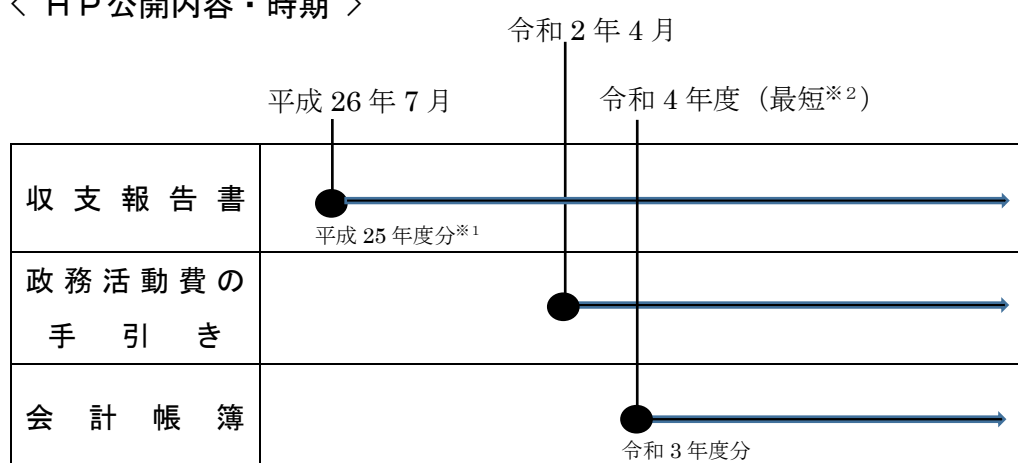
なお、板橋区では、政務活動費について、毎年財政援助団体等監査を実施しており、用途の適正性や証拠書類の確認など、第三者機関からのチェックを定期的にかけていることから、HP上の政務活動費のページに監査結果のページのリンクを貼ることで、透明性が確保できる。

10 結論

上記8の課題があるため、まずは「会計帳簿」のみを公開し、会派・議員ごとの支出状況をHP上で明らかにすることにより、政務活動費の用途について、透明性の確保をより一層推進すべきである。

なお、事務作業の効率化や情報公開請求に備えて、マスキング方法や支出報告書の様式についても、政務活動費あり方検討会において、変更を検討すべきである。

＜ HP公開内容・時期 ＞



※1 政務活動費の関係書類は保存年限5年のため、現在では平成27年度分以降が閲覧可能

※2 令和2年度：政務活動費あり方検討会において様式変更の検討・結論

令和3年度：改正後の様式による収支報告

令和4年度：令和3年度分についてHP公開開始